

物流効率化推進事業（補助金）

平成18年度募集案内 （2次募集）

公募申請書受付期間

平成18年8月1日（火）～平成18年8月31日（木）
（必着）

受付先及び問い合わせ先

各経済産業局担当課（流通産業課、流通・サービス産業課、流通・サービス産業室等）

受付窓口となる経済産業局は、提案しようとする物流効率化推進事業の活動地区により異なります（補助事業活動の範囲が複数の経済産業局にまたがる場合にあっては、主たる補助事業活動地区を所轄する経済産業局が受付窓口となります。【P.7参照】

平成18年8月

経済産業省
中小企業庁

目 次

補助金制度について	2
1.事業の目的	2
2.補助対象者	2
3.補助対象事業	3
4.補助対象経費	4
5.補助率等	5
6.公募手続等	5
7.補助事業期間	6
8.補助事業者の義務	6
9.研究成果の帰属	6
10.その他	6
受付先及び問い合わせ先	7
各経済産業局及び沖縄総合事務局	7
計画書の様式及び別紙	8
参 考	13
中小企業技術革新制度（SBI R）について	13

物流効率化推進事業(補助金)について

補助金制度について

1. 事業の目的

本事業は、意欲ある中小企業者(注1)等によって構成される組合及び任意団体等が、物流機能の強化を図っていくために行う調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業及び実験的事業運営事業を実施することにより物流効率化を推進し、もって省エネルギー化の推進に資することを目的としています。

2. 補助対象者

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)その他特別の法律に規定する組合であって、主として中小企業者によって構成されていること。
(注2)
- (2) 民法第34条の規定による社団法人であって、当該社団法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であること。
- (3) 以下の要件をすべて満たす、経済産業局長が実施主体として適当と認める任意団体、財団法人及び上記(2)以外の社団法人等。
 - その団体が運営規定等を有しており、かつ、以下の要件について運営規定等で明確化されていること。
 - イ. 本事業の目的に沿う事業内容
 - ロ. 補助金を受けようとする当該団体の代表者又は当該団体会員が、補助金を不正に使用した場合の責任の所在
 - その団体が行おうとする事業の内容が本事業の目的に適するものであること。

(注1)

中小企業者とは以下のものをいいます。

資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で製造業、建設業、運輸業その他の業種(～に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの。

資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

資本の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

資本の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(注2)

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)その他特別の法律に規定する組合とは以下のものをいいます。ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会を除きます。

4. 補助対象経費

団体に対する補助金の交付の対象となる経費

補助事業の区分		補助対象経費の区分	
		経費の区分	内 容
物 流 効 率 化 推 進 事 業	調査研究・ 基本計画 策定事業	諸 謝 金	委員謝金
		旅 費	委員旅費、調査旅費、職員旅費
		庁 費	会議費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、原稿料、印刷費、雑役務費、消耗品費
		委 託 費	調査研究・基本計画策定事業の一部を委託する経費
	事業計画・ システム 設計事業	諸 謝 金	委員謝金、講師謝金
		旅 費	委員旅費、講師旅費、調査旅費、職員旅費
		庁 費	会議費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、計画書作成費、テキスト作成費、実習研修資材費、雑役務費、消耗品費、備品費
		委 託 費	事業計画・システム設計事業の一部を委託する経費
	実験的 事業 運営事業	諸 謝 金	委員謝金、専門家謝金
		旅 費	委員旅費、専門家旅費、調査旅費、職員旅費
		庁 費	借料・損料、会議費、通信運搬費、資料作成費、原稿料、報告書作成費、雑役務費、消耗品費
		委 託 費	実験的 事業 運営事業の一部を委託する経費

5. 補助率等

補助率は、上記補助対象経費の10分の6以内となっています。

補助限度額は、原則以下のとおりとなっています。

(調査研究・基本計画策定事業)

1件当たり100万円以上 618万円以下

(事業計画・システム設計事業)

1件当たり100万円以上1,241万円以下

(実験的事業運営事業)

1件当たり100万円以上2,704万円以下

6. 公募手続等

事業計画書受付先及び問い合わせ先

補助事業者の主たる補助事業の活動地区を所轄する各経済産業局
及び沖縄総合事務局

受付期間

平成18年8月1日(火)～8月31日(木)必着

提出書類

事業計画書(計画書の様式参照)

直近の「事業報告書/決算報告書」、「事業計画書/収支予算書」

定款(財団法人の場合は寄付行為)

団体の事業内容、補助金を受けようとする任意団体の代表者又は当該団体員が、補助金を不正に使用した場合の責任の所在等が明記された運営規定(任意団体のみ提出)

資金調達の方法(自己負担する資金の調達方法が分かるもの)

提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、提出書類等の返却はしません。

提出部数

正1部、副(コピー可)2部

審査

所轄する経済産業局及び沖縄総合事務局において、提出書類等について審査を行います。

通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日、所轄する経済産業局から計画書提出者あて通知します。

その結果、採択となった方は、当該補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

公表

採択となった場合には、組合等名、代表者名、事業テーマ、住所、電話番号、補助金交付年度を公表します。

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成19年3月31日までとなります。

8. 補助事業者の義務

当該事業に係る補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

補助事業の交付年度半ばの遂行状況について報告しなければなりません。

補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

補助事業年度終了後に、補助事業者から、その当該事業の現状（進捗状況）、省エネ効果、研究成果等について発表（報告）してもらうことがあります。

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

なお、消費税仕入控除税額が確定した場合には、経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合は、補助事業者に帰属します。

10. その他

補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとなります。

受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地	電話	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 産業部 流通産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1	011-738-3236	北海道
東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1194	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0346	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、 山梨、静岡
中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0597	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44	06-6966-6025	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 産業部産業振興課 流通・サービス・商業 室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5653	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 産業部産業振興課 流通・サービス産業室	〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6	087-863-3518	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5455	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	098-864-2321	沖縄

経済産業局長（又は沖縄総合事務局長） 殿

団 体 の 長 印

平成18年度中小企業エネルギー使用合理化物流効率化対策費補助金
（エネルギー使用合理化物流効率化対策事業）事業計画書

上記の件について、下記のとおり中小企業エネルギー使用合理化物流効率化対策費補助金（エネルギー使用合理化物流効率化対策事業）事業計画書を提出します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
別紙のとおり
2. 補助事業に要する経費及び補助金交付希望額
(1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付希望額 円
3. 補助事業の経費の配分
別紙のとおり
4. 補助事業の開始及び完了予定期日
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- (注) 1. 本計画書に次の算式を明記すること。
補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

別紙

物流効率化推進事業に係る中小企業エネルギー使用合理化物流効率化対策費補助金（エネルギー使用合理化物流効率化対策事業）事業計画書

1. 事業の目的及び内容
別途記入例参照のこと

2. 経費の配分

補助事業の区分	補助対象経費の区分（内訳）	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分	
				自己負担額	補助金希望額
物流効率化推進事業	調査研究・基本計画策定事業	諸謝金			
		委員謝金			
		旅費			
		委員旅費			
		調査旅費			
		職員旅費			
		庁費			
		会議費			
		会場借料			
		通信運搬費			
		資料作成費			
		原稿料			
		印刷費			
		雑役務費			
		消耗品費			
		委託費			
小計					

（注）委託費のある場合は、委託費の区分内訳欄に必要な費目に分類して記入するとともに、別紙として委託事業内容明細書（委託する事業名、委託先、委託内容、委託理由、委託先選定理由、委託金額等を記載）を添付すること。
補助対象経費について積算明細書を添付すること。

補助事業の区分	補助対象経費の区分（内訳）	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分		
				自己負担額	補助金希望額	
物流効率化推進事業	諸謝金					
		委員謝金				
		講師謝金				
	旅費					
		委員旅費				
		講師旅費				
		調査旅費				
	庁費	職員旅費				
		会議費				
		会場借料				
		通信運搬費				
		資料作成費				
		計画書作成費				
		テキスト作成費				
		実習研修資材費				
		雑役務費				
		消耗品費				
	委託費	備品費				
	小計					

(注) 委託費のある場合は、委託費の区分内訳欄に必要な費目に分類して記入するとともに、別紙として委託事業内容明細書（委託する事業名、委託先、委託内容、委託理由、委託先選定理由、委託金額等を記載）を添付すること。
補助対象経費について積算明細書を添付すること。

補助事業の区分	補助対象経費の区分（内訳）	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分	
				自己負担額	補助金希望額
物流効率化推進事業	実験的事業運営事業	諸謝金			
		委員謝金			
		専門家謝金			
		旅費			
		委員旅費			
		専門家旅費			
		調査旅費			
		職員旅費			
		庁費			
		借料・損料			
		会議費			
		通信運搬費			
		資料作成費			
		原稿料			
		報告書作成費			
		雑役務費			
		消耗品費			
		委託費			
		小計			

(注) 委託費のある場合は、委託費の区分内訳欄に必要な費目に分類して記入するとともに、別紙として委託事業内容明細書（委託する事業名、委託先、委託内容、委託理由、委託先選定理由、委託金額等を記載）を添付すること。
補助対象経費について積算明細書を添付すること。

事業計画書「1. 事業の目的及び内容」の記入例

1. 事業の目的及び内容

(1) 事業の種類

調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、
実験的事業運営事業のうち該当事業を記入

(2) 団体の名称

名称（名称のない場合は参加者の連名）、所在地、連絡先、担当者名を記入

(3) 団体の概要

形態（協同組合、社団法人等）、設立年月日、会員数、会員名簿（会員名、
代表者、住所、資本金、従業員数、業種）、団体の目的・事業内容を記入

(4) 事業の目的

(5) 事業の具体的内容

実施地域、参加者数、参加者名簿、共同配送・共同流通加工・受発注システ
ムの構築等の事業の具体的内容、事業のフロー図、イメージ図（実施前・実施
後）、委員会等の開催予定などを詳細に記入

(6) 事業の必要性・緊急性

(7) 事業の効果

(8) これまでの取り組みの経緯

調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業を既に実施
した、これまで業界内で勉強会を実施した、などの経緯を詳細に記入

(9) 事業実施スケジュール

現状調査、データ収集・分析、プログラム設計、立ち上げ準備、共同輸配送
、報告書作成など事業の段階に沿って、平成18年度末までに事業が終了す
るように表を作成

(10) 委員会等の構成

委員会等のメンバー及び役職を記入

中小企業技術革新（S B I R）制度による事業化支援について

本補助金（委託費）は、『中小企業技術革新（S B I R）制度』において平成18年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置の特例等を受けることができます。

特許料等の軽減措置

本補助金（委託費）を受けて行う研究開発の成果に関連する特許を取得する場合、研究開発終了後2年以内に出願されるものについて、特許料等の料金を1/2に軽減する制度を利用することができます。

詳しくは経済産業省産業技術政策課又はお近くの地方経済産業局にお尋ね下さい。

（経済産業省産業技術政策課：03-3501-1773）

中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置を講じます。また、産業活力再生特別措置法に基づく、保証限度額の別枠化も図られています。

詳しくは全国信用保証協会連合会又は各都道府県信用保証協会にお尋ね下さい。

（全国信用保証協会連合会：03-3271-7201）

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、

- 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達をする場合

であっても投資を受けることができるようになります。

詳しくは中小企業投資育成株式会社にお尋ね下さい。

（東京社：03-5469-1811、名古屋社：052-581-9541、大阪社：06-6341-5476）

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（産業活力再生特別措置法に基づく措置）

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を2分の1から3分の2に拡充します。

詳しくは、（財）全国中小企業設備貸与機関協会（03-5565-0845）又は各都道府県等中小企業支援センターにお問い合わせください。

中小企業金融公庫の特別貸付制度

特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業について中小企業金融公庫の特別貸付制度が受けられます。

詳しくは中小企業金融公庫にお尋ね下さい。

（東京 03-3270-1260、名古屋 052-551-5188、大阪 06-6345-3577、福岡 092-781-2396）

「産業活力再生特別措置法」の適用は、平成19年度末までの間の措置となっております。

上記の支援措置は、補助金（委託費）審査とは別に各支援機関の審査を必要とします。

S B I R制度についての詳細はインターネットによる施策紹介

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/17fy/index.html>

又は、中小企業庁技術課（03 - 3501 - 1816）にお問い合わせ下さい。